

日医発第13号(地Ⅲ4)

平成29年4月4日

都道府県医師会長 殿

日本医師会会長

横 倉 義 武

平成29年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施等について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

標記事業につきましては、市町村及び特別区（以下、「市区町村」という。）が実施するがん検診（胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん）の受診を促進し、がんの早期発見につなげることにより、がんによる死亡者の減少を図ることを目的として、平成27年度より実施されているところであります。

今般、平成29年度の同事業について、「平成29年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」に基づき、平成29年4月1日より実施する旨、厚生労働省健康局長より本会に対し、別添のとおり協力方依頼がありました。

平成29年度においては、昨年度に引き続き「個別の受診勧奨・再勧奨」、「子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券等配布」、「精密検査未受診者に対する受診再勧奨」を実施することとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対する周知ならびに行政からの依頼への協力等について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発0327第5号

平成29年3月27日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

平成29年度新たなステージに入ったがん検診の
総合支援事業の実施について (協力依頼)

がんはわが国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間36万人を超える状況となっております。しかしながら診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率向上、がんの早期発見が極めて重要であることにかんがみ、従来、地方交付税措置されているがん検診事業に加え、「平成29年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を実施することとしたところです。

本事業については、平成29年4月1日から行うこととし、別添写しのとおり各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛てに通知しましたので、貴会におかれましても、本事業の趣旨についてご理解いただき、検診対象者の受診機会の拡充を図るなど、特段のご配慮をお願いします。

健発0327第4号

平成29年3月27日

各〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕殿

厚生労働省健康局長

(公印省略)

平成29年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について

がんはわが国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間36万人を超える状況である。しかしながら診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であることにかんがみ、従来、地方交付税措置されているがん検診事業に加え、別紙「平成29年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いする。

平成29年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱

I 個別の受診勧奨・再勧奨

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診において、個別の受診勧奨・再勧奨を強化することにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

5（1）の事業の対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

	対象年齢
胃がん検診	50～69歳の男女 (胃部エックス線検査は40歳以上も可)
子宮頸がん検診	20～69歳の女性
肺がん検診	40～69歳の男女
乳がん検診	40～69歳の女性
大腸がん検診	40～69歳の男女

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成29年度に実施するがん検診について、郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。
- (2) 平成29年度に実施するがん検診について、かかりつけ医を通じて、がん検診及び精密検査に関する個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定

- める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5（1）及び（2）の事業を実施する費用とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) 個別の受診勧奨・再勧奨の定義について

本事業における個別の受診勧奨とは、郵送や電話等により個別に受診の勧奨を行うことをいう。個別の受診再勧奨とは、個別の受診勧奨を行ったにも関わらず、がん検診を受診していない者に対して、再度、個別に受診勧奨を行うことをいう。なお、世帯に対して受診勧奨・再勧奨する場合も、対象者全員の氏名が明記されているのであれば、個別の受診勧奨・再勧奨に該当する。

(2) 適切な精度管理・事業評価の実施について

がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、適切な精度管理・事業評価の下で実施することが重要であるため、本事業を実施する際は、必ず、「事業評価のためのチェックリスト」（「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書（平成20年3月、平成28年4月改定）の別添）を用いて、精度管理・事業評価を行うこと。

特に、対象者の網羅的ながん検診台帳を、住民台帳などに基づいて作成すること。個別の受診再勧奨まで行ってもがん検診を受診しない者については、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由を把握するよう努め、台帳に記載しておくこと。なお、本台帳は、既存のがん検診台帳を適宜活用して差し支えない。

また、個別の受診勧奨・再勧奨の実施に当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」に基づき、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」の項目（がん検診の有効性やがん検診受診のメリット・デメリット、精密検査についての正しい情報、精密検査を受診する必要性など）を対象者に伝えること。なお、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）がん対策情報センターが作成した「自治体担当者のためのがん検診精度管理マニュアル」において、具体的な取組事例を紹介しているので参考にすること。

(3) 効果的・効率的な事業の実施について

厚生労働省が作成した「がん検診受診率向上施策ハンドブック」を参考にして、対象者の特性に応じたメッセージの送付、効果の高い層への集中的な勧奨を行うなど、効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨を実施するよう努めること。

(4) 勧奨資材について

個別の受診勧奨・再勧奨を実施するための勧奨資材については、国立がん研究センター社会と健康研究センター保健社会学研究部が行っている「希望の虹プロジェクト」において、リーフレットや圧着ハガキ等のサンプルを準備しているので参考とすること。

また、国立がん研究センター社会と健康研究センター検診研究部検診評価研究室では、科学的根拠に基づくがん検診を推進するために一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勧奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。

なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。

(5) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用、定員を超えた場合の日程調整や追加検診の実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

II 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する子宮頸がん検診及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けを行いがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん検診	平成 8（1996）年4月2日～平成 9（1997）年4月1日
乳がん検診	昭和51（1976）年4月2日～昭和52（1977）年4月1日

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対するクーポン券の送付
- (2) 対象者に対する検診手帳の送付
- (3) 対象者がクーポン券を利用してがん検診を受診する場合の自己負担分の助成措置の実施

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5（1）及び（2）の事業を実施する費用とする。

- (3) 本事業における検診費の対象経費は、5 (3) における自己負担額相当部分の費用とする。ただし、受診者に自己負担が生じる場合には、当該自己負担額と6 (1) に示す単価との差額を対象経費とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 職域において受診が可能な者への対応について

職域において保険者等が提供するがん検診（人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む。）の受診が可能な者に対しては、それらを受診していただくよう、クーポン券を配布する際に周知すること。

- (2) がん検診台帳の整備について

クーポン券を利用した者の受診状況等についてがん検診台帳を整備し、継続的な受診指導等に役立てること。

- (3) 受診案内、クーポン券、検診手帳について

受診案内、クーポン券、検診手帳は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

- (4) 本人確認について

検診実施機関に対しては、クーポン券に記載された氏名及び住所について、必ず保険証などで本人確認を行うよう周知を図ること。

- (5) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用、定員を超えた場合の日程調整や追加検診の実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

- (6) 検診に関する情報提供について

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方

策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(7) 他の市区町村での受診に対する配慮について

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(8) 精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

また、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

Ⅲ 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、市区町村が実施した胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん及び大腸がんのがん検診の受診結果で、要精密検査となったが、その後、精密検査を受診していない者とする。

5 事業の内容

事業の内容は、対象者に対する郵送、電話等による精密検査受診の有無の把握及び未受診者への個別の精密検査の受診再勧奨の実施とする。

※この事業は、原則、がん検診を実施した年度中に行う精密検査への再勧奨等とするが、前年度に実施したがん検診に対し、翌年度に行う精密検査への再勧奨等についても対象とする。

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」とする）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における対象経費は、5の事業を実施する費用とする。ただし、精密検査機関と市区町村間における対象者の受診状況連絡等については、除くものとする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) がん検診台帳の整備について

受診再勧奨後の精密検査の受診状況等についてがん検診台帳を整備し、継続的な受診指導等に役立てること。

なお、本台帳は、既存のがん検診台帳を適宜活用して差し支えない。

(2) 精密検査の結果について

指定医療機関で精密検査を行った場合は、その結果を市区町村に報告するよう求めること。